セクシュアル・ハラスメント の防止に関する要綱

平成11年4月28日 11交職第50号

(目 的)

第1条 この要綱は、交通局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための措置及び セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、セクシュアル・ハラスメントに関する定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントとは、次のものをいう。なお、セクシュアル・ハラス メントには、同性に対する言動も含まれる。
 - ア 他の者を不快にさせる職場(通常勤務する場所のみならず職務を遂行する全ての場所をいう。以下同じ。)における性的な言動
 - イ 職員(交通局に雇用される全ての者をいう。以下同じ。)が他の職員を不快にさせる 職場外における性的な言動
 - (2) 前号の「性的な言動」には、性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動(性的指向や性自認をからかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすることなど)も含まれる。
 - (3) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題とは、次のものをいう。
 - ア セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること。
 - イ セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、職員がその勤務条件につき不利 益を受けること。

(局長の責務)

- 第3条 交通局長(以下「局長」という。)は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 局長は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談・苦情」という。)、相談・苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(研修等)

第4条 局長は、セクシュアル・ハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修等 を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

- 第5条 職員からの相談・苦情を受け、事実関係を調査し、必要な措置を講じるため、職員 部人事課を局のハラスメント相談窓口(以下「局窓口」という。)とする。
- 2 人事課長は、局窓口にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(相談員の選任)

- 第6条 人事課長は、次により相談員を選任する。
 - (1) 相談員は、常勤の一般職員のうちから選任する。
 - (2) 相談員は、少なくとも男女1名ずつ選任する。
 - (3) 相談員のうち少なくとも1名は、人事課の職員をもって充てる。

(相談員の職務)

- 第7条 相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する事案(以下「事案」という。)について、職員から相談・苦情を受け、当該職員に対し適切な指導、助言を行う。
- 2 相談員は、必要に応じて、セクシュアル・ハラスメントを受けた職員(以下「被害者」 という。)、セクシュアル・ハラスメントを行ったとされる職員(以下「加害者」という。) 及びこれらの関係者から事情聴取を行うことができる。

(担当課の指定)

第8条 各部の庶務主管課をセクシュアル・ハラスメント担当課(以下「担当課」という。) とする。

(担当課の職務)

第9条 担当課は、局窓口の指導の下にセクシュアル・ハラスメント予防のための啓発を行 うとともに、職員から相談・苦情を受けた場合は、必要に応じて局窓口に報告するほか、 職場単位で解決できる事案について迅速かつ適切な措置を講じる。

(相談・苦情の申出)

- 第10条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、全ての職員が、上司、担当課(相談員) 及び局窓口(相談員)のいずれに対しても行うことができる。
- 2 申出の方法は、面談、電話又は文書によることとする。

(プライバシーの保護等)

第11条 相談員は、相談・苦情に対応するに当たって、職員のプライバシーに十分配慮し、 知り得た秘密は厳守しなければならない。

(相談室との連携)

第12条 局窓口は、一般財団法人東京都人材支援事業団の相談室(以下「相談室」という。)と十分連携の上、相談室が受けた事案についても、被害者の求めに応じ適切に対応しなければならない。

(事実関係の調査)

第13条 局窓口は、相談員、担当課若しくは相談室から事案の報告を受けたとき又は職員 から直接相談・苦情を受けたときは、事実関係を明らかにするため、速やかに必要な調査 を行わなければならない。 2 当該事案の関係者は、局窓口の調査に協力しなければならない。

(措置の決定)

- 第14条 局窓口は、公正な調査の結果セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて、次に掲げる措置及びその他の必要な措置を講じる。
 - (1) 被害者と加害者との関係の改善に向けての支援
 - (2) 被害者の勤務条件上の不利益の回復
 - (3) 加害者に対する人事管理上の措置

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、職員部 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月28日から適用する。

附 則(15交職第1231号)

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(21交職第1435号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (2 交職第323号)

この要綱は、令和2年6月1日から適用する。

附 則 (4 交職第1566号)

この要綱は、令和4年12月1日から適用する。

附則(4交職第2274号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。